

令和6年度 (2024度)	農業委員会事務局の取り組み
＜構成＞ 農業委員会事務局	＜主な担当事務＞ (1) 農業委員会に関すること。 (2) 農地銀行に関すること。 (3) 農地台帳の整備に関すること。 (4) 農業者年金に関すること。 (5) 農地法等に基づく業務に関すること。

重点的な取り組み：「地域計画」の策定に向けた「目標地図」の素案作成

令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、「人・農地プラン」は「地域計画」と名称変更され、「10年後に目指す地域の農地利用（目標地図）」や「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」などを明確化することが、同法に位置付けられました。

農業委員会では、枚方市が取り組んでいる地域計画の策定に向けて、引き続き各地区の話し合い（座談会）に参加するとともに、農業経営基盤強化促進法に基づく市の求めに応じて、農用地の保有及び利用状況などを勘案して地域計画策定に必要な「目標地図（10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な姿を明確化する地図）」の素案作成に取り組めます。

重点的な取り組み：農業委員会の円滑な運営

毎月の農業委員会総会における案件等について、法令に基づく的確な審議を行うため、平常業務からの調査・相談活動において、委員と事務局職員との一層の情報共有を図り、円滑な運営に取り組めます。

重点的な取り組み：農地銀行による農地貸借の結び付けの強化

ホームページに農地銀行の制度について掲載するとともに、市内農業者向け情報誌「農業だより」を発行し、農地賃借希望台帳の周知・啓発を図り、農地の貸し手借り手のマッチングを進め、利用権の設定につなげます。

また、的確な農地情報（農業者、所在、地番、面積等）の把握に努め、適正に各種データ等の補正を行うことにより、農地台帳管理システムの精度向上を図ります。

なお、今年度末で、現在の農地銀行制度の利用権設定が廃止となり、農地中間管理機構（農地バンク）の農用地利用集積等促進計画による農地貸借に移行するため、令和7年度以降の農地銀行の方向性について検討を進めます。